

〔事案 2021-127〕 転換契約無効請求

・令和 4 年 6 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換後の予定利率の説明がなかったこと等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前から契約していた終身保険を平成 23 年 2 月に終身保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約の積立金相当額を支払ってほしい。

- (1) 転換前契約は貯蓄性の高い保険であったが、転換を前提とした保障見直しの内容しか説明されず、よく理解できないまま転換してしまった。
- (2) 募集人から、本契約の予定利率の説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の内容について、注意喚起情報や設計書を用いて説明している。
- (2) 予定利率自体ではなく、予定利率を算定の基礎のひとつとする保険料の金額と保障内容によって契約の判断をするため、予定利率の説明がないことをもって、転換は無効にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換契約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 設計書における転換価格の記載内容について、募集人は、書面のみでなく、口頭で十分に補足説明すべきであった。
- (2) 予定利率については、契約の要素となるものではないが、契約者に伝えるべき必要があるところ、募集人はこの点を明確に伝えていなかった可能性がある。